

KPMG Japan e-Tax News



税務情報

消費税の軽減税率制度に関するQ&A等の公表

国税庁は4月12日、2016年度税制改正のうち消費税法改正に関する以下の情報を公表しました。

1. 消費税の軽減税率制度に関する情報

2017年4月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税の軽減税率制度が導入されます。

これに先立ち、国税庁は「[消費税の軽減税率制度に関する特設サイト](#)」を国税庁ホームページに開設し、4月12日、消費税の軽減税率制度に関する以下のリーフレット、取扱通達及びQ&Aを同サイトに掲載しました。

■ [消費税の軽減税率制度が導入されます](#) (PDF 294KB)

消費税の軽減税率制度のポイントを紹介するリーフレットです。

■ [消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について \(法令解釈通達\)](#) (PDF 322KB)

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲や判定方法、請求書等の記載方法などが示されています。

■ [消費税の軽減税率制度に関するQ&A \(制度概要編\)](#) (PDF 294KB)

上記の取扱通達の内容を踏まえ、軽減税率制度の概要、軽減税率の対象となる飲食料品の範囲、区分記載請求書等保存方式（帳簿や請求書等の記載事項等）、税額計算等について、全23問のQ&Aで解説しています。

■ [消費税の軽減税率制度に関するQ&A \(個別事例編\)](#) (PDF 535KB)

全75問で構成されるこのQ&Aでは、軽減税率の対象となる飲食料品の範囲や軽減税率の対象から除外される外食の範囲などが、より具体的な個別事例を用いて解説されています。

なお、これらのQ&Aは、今後、寄せられた質問や疑問点を踏まえて、隨時、追加や掲載内容の改訂を行っていく予定とのことです。

■ [「平成29年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」の一部改正について \(法令解釈通達\)](#)

消費税率の10%への引上げに伴う経過措置により、一定の要件を満たす取引（予約販売に係る書籍等、特定新聞、通信販売）については、税率引上げ後も旧税率（8%）の適用が認められます。この経過措置による税率と軽減税率による税率はいずれも8%ですが、

国税と地方税の内訳が異なっています（経過措置：消費税6.3% 地方消費税1.7%、軽減税率：消費税6.24% 地方消費税1.76%）。

そこで、経過措置と軽減税率の両方の要件を満たす取引については、経過措置の適用はなく、軽減税率が適用されることが、この通達により確認されています。

2. その他の消費税法改正に関する情報

2016年度税制改正では、軽減税率制度の導入ほか、電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準や高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係などの見直しが行われました。

これらの改正に関して、国税庁より以下の情報が公表されました。

■ 消費税法改正のお知らせ (PDF 406KB)

2016年度の消費税法改正の概要を紹介するリーフレットです。以下の改正項目の内容が、図表を用いて簡潔にまとめられています。

- (1) 消費税の軽減税率制度の導入
- (2) 輸出物品販売場制度の見直し
- (3) 事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合の内外判定基準の見直し
- (4) 高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し
- (5) 軽減税率制度の導入に伴う税率引上げの経過措置の一部見直し

■ 消費税法基本通達等の一部改正について (法令解釈通達)

2016年度の消費税法改正のうち、上記（2）（3）（4）の項目に関する通達が新設・改正されています。

編集・発行

KPMG税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.